

【 目 次 】

頁		検体名	検査地点
2頁		有 田 川 浄 水 場 有 田 川 原 水	有 田 川 1号堰付近
3頁		有 田 川 浄 水 場 竜 門 ダ ム 原 水	竜門浄水場(有田町) 付近
4頁		大川浄水場井手口川ダム・松浦川原水	大 川 浄 水 場 原水着水井
5頁		浦 ノ 崎 浄 水 場 原 水	浦 ノ 崎 浄 水 場 原水着水井

有田川 原水

※原水につきましては、水質管理目標設定項目の河川に関する10項目になります。

※〇.〇〇mg/L未満などの数値は定量下限値未満の値です。

	項目	検査頻度	R8.5.11
1	アンチモン及びその化合物	3ヶ月に1回	0.002mg/L未満
2	ウラン及びその化合物	3ヶ月に1回	0.0002mg/L未満
3	ニッケル及びその化合物	3ヶ月に1回	0.002mg/L未満
5	1,2-ジクロロエタン	-	
8	トルエン	-	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	3ヶ月に1回	0.005mg/L未満
10	亜塩素酸	-	
12	二酸化塩素	-	
13	ジクロロアセトニトリル	-	
14	抱水クロラール	-	
15	農薬類	-	
16	残留塩素	-	
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	-	
18	マンガン及びその化合物	-	
19	遊離炭酸	3ヶ月に1回	1.0mg/L
20	1,1,1-トリクロロエタン	3ヶ月に1回	0.001mg/L未満
21	メチル-tert-ブチルエーテル	-	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3ヶ月に1回	4.7 mg/L
23	臭気強度(TON)	3ヶ月に1回	2
24	蒸発残留物	-	
25	濁度	-	
26	pH値	-	
27	腐食性(ランゲリア指数)	3ヶ月に1回	-1.13
28	従属栄養細菌	3ヶ月に1回	4400/ml
29	1,1-ジクロロエチレン	-	
30	アルミニウム及びその化合物	-	

竜門ダム 原水

※原水につきましては、水質管理目標設定項目のダムに関する9項目

※〇.〇〇mg/L未満などの数値は定量下限値未満の値です。

	項目	検査頻度
1	アンチモン及びその化合物	年に1回
2	ウラン及びその化合物	-
3	ニッケル及びその化合物	年に1回
5	1,2-ジクロロエタン	-
8	トルエン	-
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	年に1回
10	亜塩素酸	-
12	二酸化塩素	-
13	ジクロロアセトニトリル	-
14	抱水クロラール	-
15	農薬類	-
16	残留塩素	-
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	-
18	マンガン及びその化合物	-
19	遊離炭酸	年に1回
20	1,1,1-トリクロロエタン	年に1回
21	メチル-tert-ブチルエーテル	-
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	年に1回
23	臭気強度(TON)	年に1回
24	蒸発残留物	-
25	濁度	-
26	pH値	-
27	腐食性(ランゲリア指数)	年に1回
28	従属栄養細菌	年に1回
29	1,1-ジクロロエチレン	-
30	アルミニウム及びその化合物	-

井手口川ダム・松浦川 原水

※原水につきましては、水質管理目標設定項目の河川に関する10項目になります。

※〇.〇〇mg/L未満などの数値は定量下限値未満の値です。

	項目	検査頻度	R8.6.1
1	アンチモン及びその化合物	3ヶ月に1回	0.002mg/L未満
2	ウラン及びその化合物	3ヶ月に1回	0.0002mg/L未満
3	ニッケル及びその化合物	3ヶ月に1回	0.002mg/L未満
5	1,2-ジクロロエタン	-	
8	トルエン	-	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	3ヶ月に1回	0.005mg/L未満
10	亜塩素酸	-	
12	二酸化塩素	-	
13	ジクロロアセトニトリル	-	
14	抱水クロラール	-	
15	農薬類	-	
16	残留塩素	-	
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	-	
18	マンガン及びその化合物	-	
19	遊離炭酸	3ヶ月に1回	4.2 mg/L
20	1,1,1-トリクロロエタン	3ヶ月に1回	0.001 mg/L未満
21	メチル-tert-ブチルエーテル	-	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3ヶ月に1回	4.8 mg/L
23	臭気強度(TON)	3ヶ月に1回	3
24	蒸発残留物	-	
25	濁度	-	
26	pH値	-	
27	腐食性(ランゲリア指数)	3ヶ月に1回	-1.92
28	従属栄養細菌	3ヶ月に1回	1400/ml
29	1,1-ジクロロエチレン	-	
30	アルミニウム及びその化合物	-	

浦ノ崎浄水場 原水

※原水につきましては、水質管理目標設定項目の河川に関する10項目になります。

※〇.〇〇mg/L未満などの数値は定量下限値未満の値です。

	項目	検査頻度	R8.5.11
1	アンチモン及びその化合物	3ヶ月に1回	0.002mg/L未満
2	ウラン及びその化合物	3ヶ月に1回	0.0002mg/L未満
3	ニッケル及びその化合物	3ヶ月に1回	0.002mg/L未満
5	1,2-ジクロロエタン	-	
8	トルエン	-	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	3ヶ月に1回	0.005mg/L未満
10	亜塩素酸	-	
12	二酸化塩素	-	
13	ジクロロアセトニトリル	-	
14	抱水クロラール	-	
15	農薬類	-	
16	残留塩素	-	
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	-	
18	マンガン及びその化合物	-	
19	遊離炭酸	3ヶ月に1回	1.0mg/L
20	1,1,1-トリクロロエタン	3ヶ月に1回	0.001mg/L未満
21	メチル-tert-ブチルエーテル	-	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3ヶ月に1回	3.4 mg/L
23	臭気強度(TON)	3ヶ月に1回	3
24	蒸発残留物	-	
25	濁度	-	
26	pH値	-	
27	腐食性(ランゲリア指数)	3ヶ月に1回	-0.72
28	従属栄養細菌	3ヶ月に1回	4500/ml
29	1,1-ジクロロエチレン	-	
30	アルミニウム及びその化合物	-	